

長野県障がい児等療育支援事業委託契約書（案）

長野県〇〇保健福祉事務所長××（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、次の条項により、委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第1条の3 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙1に掲げる事項を遵守しなければならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は次のとおりとする。

- （1）業務の名称 令和7年度長野県障がい児等療育支援事業委託業務（〇〇圏域）
- （2）委託内容 令和7年度長野県障がい児等療育支援事業仕様書（案）のとおりに（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、円とする。

[注1]（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

経 費	報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料 その他事業の実施に不可欠として協議があり、委託者が認めた経費
-----	--

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第8条の規定により検査に合格し、実績報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、長野県障がい児等療育支援事業実施要綱及び仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の要綱及び仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（計画）

第7条 受託者は、委託業務について実施計画書（様式第1号）及び収支予算書を別に定める日まで

に、委託者に提出しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第8条 受託者は、令和8年3月31日までに実績報告書（様式第2号及び附表）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに報告書を補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(調査)

第9条 委託者は委託業務の処理状況について、必要があると認められるときは文書により報告を求め、又は経理及び事業の状況について調査できるものとする。

(委託料の支払)

第10条 委託者は、第8条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な委託料請求書（様式第3号）を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、第8条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとする。

(前金払)

第11条 受託者は、前条の規定にかかわらず、6月、9月、12月に、それぞれ委託料の4分の1の額を限度に前金払を請求することができるものとする。受託者は、前金払を請求するときは、前金払請求書（様式4号）を提出するものとする。委託者は、この請求書を受理した日から30日以内に、受託者に委託料を支払わなければならない。

(危険負担)

第12条 第8条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第14条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第15条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更等)

第 16 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者の協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 17 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合。

(3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 17 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 18 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 8 条第 1 項に規定する期限までに実績報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は実績報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 % の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 10 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 % の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 13 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 17 条から第 17 条の 3 の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる

担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 受託者は、第17条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

[注2]

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注1] 契約の相手方が地方公共団体や免税事業者の場合は、消費税額等は明記する必要はない。

[注2] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和7年4月1日

委託者 住 所
名 称
代表者職・氏名

受託者 所 在 地
名 称
代表者職・氏名